

① 件 名
平成28年人事院勧告に伴う休暇制度の改定について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 平成28年8月8日に人事院が国会及び内閣に対し、少子高齢化の進展に伴い、公務において、適正な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進める必要から、勤務時間及び休暇等に関する法律等の改正についての勧告が行われた。 【目的】 地方公務員法の勤務時間その他の勤務条件決定原則に基づいて、国家公務員の勤務時間及び休暇等制度に準拠するものであることから、本市職員の休暇制度等についても必要な改正を行うものである。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 平成28年人事院勧告（平成28年8月8日勧告） 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成23年12月2日法律第95号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年12月2日 「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」公布
⑤主な内容
1 育児休業及び介護休暇の対象拡大 ・ 育児休業及び介護休暇の対象として職員が養育する子の範囲について、現在は職員と法律上の親子関係がある子に限られているが、その他、民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行なう者及び児童福祉法の規定により、里親である職員に委託されている児童で、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者（平成29年4月1日以降は、児童福祉法の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童。）その他これらに準ずるものとして規則で定めるものとする。 2 介護休暇を請求できる期間の分割 ・ 介護休暇を請求できる期間はこれまで、要介護者各々の当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内とされていたが、改正により、一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において取得可能とする。（無給休暇） 3 介護時間休暇の新設 ・ 介護時間休暇は、要介護者各々の当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3年の期間内において1日2時間を越えない範囲内で取得可能とする。（無給休暇）

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
特になし
⑦他の自治体の政策との比較検討
宮城県：人事委員会による勧告があり、11月の定例会に提案。 東松島市：平成28年第4回定例会にて12月1日可決。 女川町：平成28年第4回定例会に提案予定。
⑧今後の予定及び施行予定年月日
平成28年12月 市議会第4回定例会に「石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を提案（平成29年1月1日施行予定）
⑨その他